

(様式1)
審査基準（申請に対する処分関係）

(変更)

		担当課	長寿介護課	検索番号	3-13-3
法令名	介護保険法	根拠条項	第 1 0 8 条第 1 項		
許認可等	介護医療院の開設の許可の更新				
(根拠規定)					
○介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）					
(許可の更新)					
第百八条 前条第一項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。					
(開設許可)					
第百七条 介護医療院を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。					
(許認可等の基準)					
○愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（令和 3 年愛媛県条例第 31 号）					
○愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（令和 3 年愛媛県規則第 31 号）					
(その他)					